

ビル・マンションの 飲み水は大丈夫ですか！

ビル・マンションなどの飲み水を安全で衛生的に飲むためには、貯水槽水道の設置者が、受水槽、高置水槽などを適切に管理する必要があります。

貯水槽水道と管理責任について

水道は、戸建て住宅など2階までの建物に直接給水したとき、快適に利用できるように圧力が調整されています。

このため、ビル、マンションのような3階以上の建物や、一時に大量の水を使用するところでは、圧力が不足し十分な水量が確保できないことから、一度、受水槽に水をためてから利用する「受水槽式給水」が採用されており、この方式の水道施設を「貯水槽水道」といいます。

1 直結式給水

水道の水が、配水管から蛇口までパイプが切れ目なくつながって給水している方式をいいます。

2 貯水槽水道（受水槽式給水）

水道の水を一度受水槽に受け、ポンプで高置水槽に送るなどして給水している方式をいいます。



水道法では、市町村などの水道事業者が水質の責任を負う範囲を、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する蛇口から出る水までとしています。つまり水道事業者は、「直結式給水」では蛇口から出る水まで、「貯水槽水道」（受水槽式給水）では、受水槽に入る前までの水質の責任を負っています。

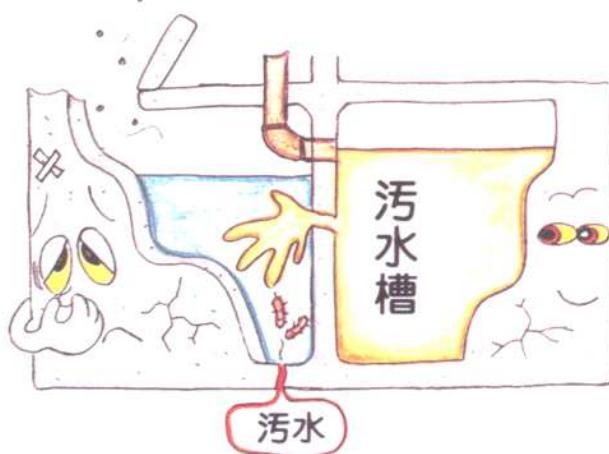
そのため、「貯水槽水道」の場合、受水槽から蛇口までの管理は、施設の設置者が責任をもって行わなければなりません。

水槽は汚れやすい

水道管と違って、受水槽や高置水槽は密閉された構造ではなく、オーバーフロー管、通気管、点検口などが常に外気と触れています。このため、点検口のフタがなくなっていたり、オーバーフロー管の先端に取り付けられている防虫網が破損していたりした場合、鳥の糞や虫などの思わぬものが水槽内に入り込み、水槽は汚れてしまいます。

また、地下に埋められている受水槽（コンクリート製）では、水槽の壁に亀裂が入った場合、地中の細菌や汚水などにより、水槽の水が汚染され、不衛生な飲み水となります。

受水槽の汚染



高置水槽の汚染



給水管は血管と同じ

給水管は、人の血管と同じように、長年使用しているうちに、鉄鏽などが付着して、水の流れが悪くなったり、錆びて穴が開いたりすることもあります。

貯水槽水道は適切な管理を

受水槽、高置水槽は、毎年1回以上清掃をしてください。水槽の清掃は、専門の業者（建築物飲料水貯水槽清掃業者などがあります。）へ依頼して実施してください。また、水槽の周囲等を点検し、異常のないことを確認してください。

また、毎日、蛇口の水を透明なガラスのカップに入れ、色や濁りなどに異常がないか、さらに、週に1回以上（1日1回以上実施することが望ましい。）残留塩素測定器を用いて、遊離残留塩素が0.1mg/L以上あることを確認してください。

水槽の清掃

水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行って、いつも清潔な状態を保つようにしましょう。



施設の点検と改善

水槽の状態やマンホールの施錠など、施設の点検を行って、不備な点があれば速やかに改善しましょう。



水質の管理

水の色や臭い、味などに注意して、異常があれば必要な水質検査をしましょう。



給水の停止

給水している水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止して、利用者や保健所、水道事業者などの関係者に知らせてください。



水道事業者からの助言について

水の供給者である水道事業者が、貯水槽水道の設置者に対して、供給規程に基づき、貯水槽水道の適正管理の確保のための「助言・勧告」を行うことがあります。

簡易専用水道は検査を

〔貯水槽水道で
一定規模を超えるもの〕

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものについては、水道法により「簡易専用水道」と定義され、管理が義務付けられているほか、管理の状況について、毎年1回以上、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関により検査を受けなければなりません。

また、検査の結果、特に衛生上問題がある場合には、検査機関から建設局上下水道課に報告するように助言がありますので、建設局上下水道課に報告してください。



こんなときは建設局上下水道課へ

- ① 水質汚染事故が発生した場合
- ② 蛇口の水の色、濁り、臭い、味その他の異常が発生した場合
- ③ 検査機関から、建設局上下水道課に報告するように助言を受けた場合

その他、貯水槽水道の管理については、建設局上下水道課へご相談ください。



名称	電話	所轄区域
愛知県建設局上下水道課	052-954-6301	東郷町・大口町・扶桑町・豊山町・大治町・蟹江町・飛島村・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町・幸田町・設楽町・東栄町・豊根村

令和6年4月現在

※ 市所在の貯水槽水道については、各市へ御相談ください。